

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概 要

令和8年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和8年2月2日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

(1) 公民較差を踏まえた改正

①宿日直手当

：人事院勧告に準じて、勤務1回に係る支給の限度を勤務形態に応じて引上げ改定（通常：4,400円→4,700円、特殊業務：7,400円→7,700円）

②通勤手当

：自動車等使用者に対する通勤手当について、人事院勧告の趣旨等を踏まえ、以下のとおり見直し

ア 現行の距離区分における月額を引上げ（上限月額45,700円）

イ 「100km以上」を上限とする距離区分を新設（上限月額66,400円）

ウ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

：月の途中の採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

③その他の手当

ア 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

イ 職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

(2) 教育職員の待遇改善

：義務教育等教員特別手当について、学級担任等の校務類型において加算を行うとともに支給上限額の見直しを行う。

（上限月額8,000円→7,100円）

令和8年第2回教育委員会会議 報告事項（4）

：条例で規定する校務類型は以下のとおり。※加算額については規則で規定
ア 学級（小学校、中学校又は高等学校の学級（特別支援学級を除く。）
に限る。）を担任する業務（学級担任）：1,500円加算
イ アに掲げる業務を行う者を補助する業務（副担任）：1,000円加算
ウ アに掲げる業務を分担し、又は共同して行う業務：1,000円加算
エ アからウまでに掲げる業務以外の業務

（3）施行期日：公布の日（なお、（1）①及び②アについては令和7年4月1
日から適用する。）

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、令和7年10月に行われた
人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した
上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。